

**「上京ふれあいネット「カミング」」に係るホームページ運用・保守業務
及び事業企画・運営業務委託に係る提案の評価要項**

1 評価基準及び評価点

- (1) 評価基準及び評価点は、別紙によるものとする。
- (2) 審査員がそれぞれ採点した評価点の平均値を、提案者の評価点とする。

2 審査員（予定）

上京区役所地域力推進室長

上京区役所地域力推進室企画連携課長

上京区役所地域力推進室まちづくり推進課長

上京区保健福祉センター健康保健福祉部健康長寿推進課長

上京区保健福祉センター子どもはぐくみ室子どもはぐくみ課長

まちづくり協働コーディネーター（上京区担当）

(別紙)

提案書の評価基準及び評価点

1 評価基準（評価項目及び配点）

項目	評価内容		配点
業務理解	1	上京区の現状、課題及び本業務の趣旨を的確に把握・理解し、業務実施方針を立てているか。	10
提案内容 (ホームページ運用・保守)	2	【提案の的確性】 仕様書で規定している要件等を十分に満たした提案であるか。	10
	3	【情報セキュリティ】 安全に運用するための適切なセキュリティ対策がとられているか。	10
提案内容 (事業企画・運営)	4	【提案の的確性】 仕様書で規定している要件等を十分に満たした提案であるか。	10
	5	【コンテンツの作成】 地域活性化に資する活動を行っている団体やイベントを積極的に掘り起こす等、コンテンツ作成にあたっての工夫が見られ、効果を見込める情報発信ができるか。	10
	6	【SNSを活用した効果的な情報発信】 Facebook 及び YouTube、Instagram アカウントとの連携による上京ファンや関係人口増加に資するための効果的な発信の工夫がなされているか。	10
	7	【強みをいかした企画提案】 応募者の強みをいかし、関係人口や上京ファン増に資する企画提案となっているか。	10
業務実施体制	8	本業務を確実に遂行するために必要な体制が確保・担保されているか。 ※ 業務を実施するための知識や経験を含む。	10
業務実績	9	提案内容に類似又は関連する業務を実施した実績があるか。	10
市内中小企業	10	本市の区域内に本店又は主たる事務所を有する中小企業者であるか。	5
見積金額	11	評価点の算出方法については、2(3)のとおり	5
合計			100

2 評価点

- (1) 評価項目 1～9について、次のとおり 5段階で評価する。

判定	評価	評価点
A	非常に優れている	10
B	やや優れている	8
C	普通	6
D	やや不十分	4
E	不十分	2

- (2) 評価項目 10について、京都市公契約基本条例第2条第1項第3号における市内中小企業かどうかを、次のとおり 2段階で評価する。

判定	評価	評価点
A	該当する	5
B	該当しない	0

- (3) 評価項目 11について、以下のとおりとする。

(全応募者の中の最低提示価格 ÷ 応募者の提示価格) × 5 点

※ 小数点以下は切捨てとする。

【参考1】京都市公契約基本条例（抄）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（中略）

- (3) 市内中小企業 中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当するものであって、本市の区域内に本店又は主たる事務所を有するものをいう。

【参考2】中小企業基本法（抄）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの